○農林水産省告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福島県大沼郡会津美里町旭寺入字萱平三〇五六から三〇七六まで、字三百山三〇八五から三〇九五まで、字萱窪一七九四から一八三〇まで、一八三一の一、一八三一の二、一八三二から一八六五まで、一八六六・一八六七（合併）、一八六八から一九三五まで、三三〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字萱窪一七九四から一八三〇まで、一八三一の一、一八三二から一八六五まで、一八六六・一八六七（合併）、一八六八から一九三五まで、三二〇六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾越卒字山王六九八の四（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市津久井町中野字西大沢一九三四の五、一九三四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県茅ヶ崎市萩園字古新田三二二六のイ・三二三三から三二三五まで・三二三六の一・三二三七の一・三二三八の三・三二三九の二・三二四〇の二・三二四一のイ・三二四四のイ・三二四五のイ・三二四六のイ・三二四七のイ・字埋田三二二七のイ・三二二八の二・三二二九の二・三二三〇の二・三二三一の二・三二四一の三（以上二十筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県常陸太田市西河内下町字井戸沢六一三・上大門町字東山一六五の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県小県郡長和町大門字小茂谷三四三〇の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市大島字水ヶ浦一〇三四の二九、一〇三四の三九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第八百十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十一年七月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

一　石川県甚之助谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを昭和三十七年建設省告示第千百七十三号で指定した石川県甚之助谷地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた区域

石川県白山市白峰二十九号

一番一　一号から三号まで

○国土交通省告示第八百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十一年七月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第二荒谷及び支川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十一年建設省告示第二千三百四十七号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第八百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石切沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県弘前市大字百沢字東岩木山国有林

三一林班　り3小班　一号から十六号まで

ち3小班　十七号から二十五号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を平成十八年国土交通省告示第八百七十七号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第七号で指定した土地の区域を除く。）

青森県三戸郡三戸町

大字川守田字草鞋平

二七番四　一号及び二十七号

二七番二　二号

一〇一番二一　十四号

四〇番　十五号から十八号まで

三六番一　十九号

三四番　二十号から二十二号まで

二七番三　二十三号及び二十四号

三二番一　二十五号及び二十六号

大字豊川字下原

三一番一　三号及び四号

三一番二　五号から十三号まで